


第 14 次労働災害防止推進計画

岡山労働局第 14 次労働災害防止推進計画(以下、「局 14 次防推進計画」という)により設定された目標の達成に寄与するとともに、当署管内の一層の労働災害防止と労働者の健康確保を図るため、当署管内の実情に応じた本計画を策定するものである。

令和 5 年 4 月

 厚生労働省

岡山労働局

和気労働基準監督署

1 計画のねらい

事業者や労働者だけでなく、注文者等の関係者を含め一人ひとりが安全衛生対策について自身の責任を認識し真摯に取り組む環境、並びに、労働安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成することにより、安全と健康の確保の更なる促進を図り、労働災害を少しでも減らし、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境を実現させる。

2 計画期間

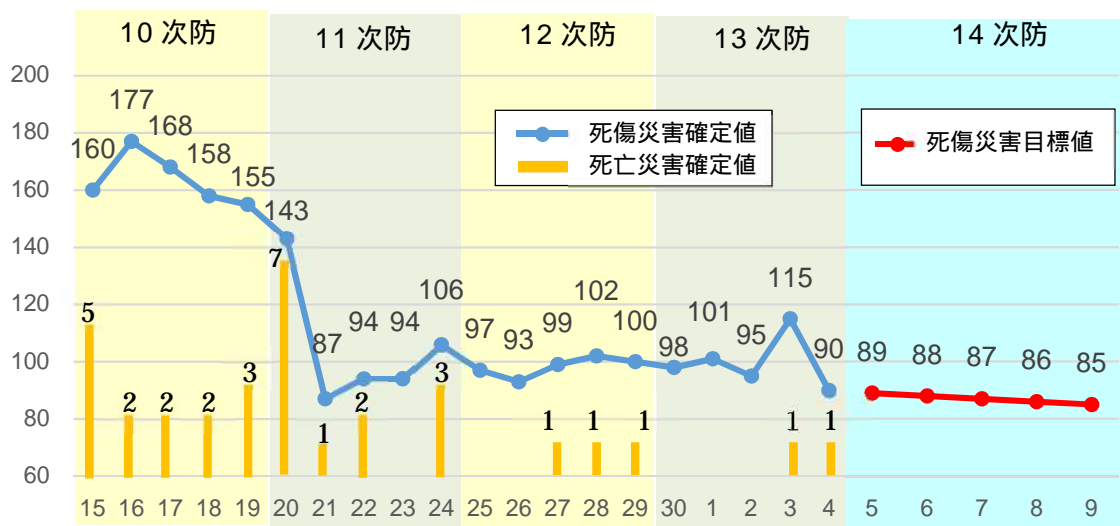
令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年を計画期間とする。

3 計画の目標

- 死亡災害の撲滅
- 2027年（令和9年）の死傷災害を2022年（令和4年）と比較して、5%以上減少させる。

なお、計画期間中の各年毎の減少目標値については、グラフのとおり定める。

グラフ 10次防以降の死傷災害・死亡災害の推移、並びに、14次防計画期間中における各年毎の死傷者数減少目標値



4 計画の評価・見直し等

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、必要に応じ計画の見直しを検討する。

5 労働災害等の現状と課題

(1) 労働災害の現状と課題

当署管内の労働災害は、長期的にみると大幅に減少したが、近年は100件前後で増減を繰り返して、ほぼ横ばい状態となっている。

工業的業種では長期的には減少傾向にあるが、近年は減少幅が縮小しており、建設業等ではほぼ横ばい状態となっている。

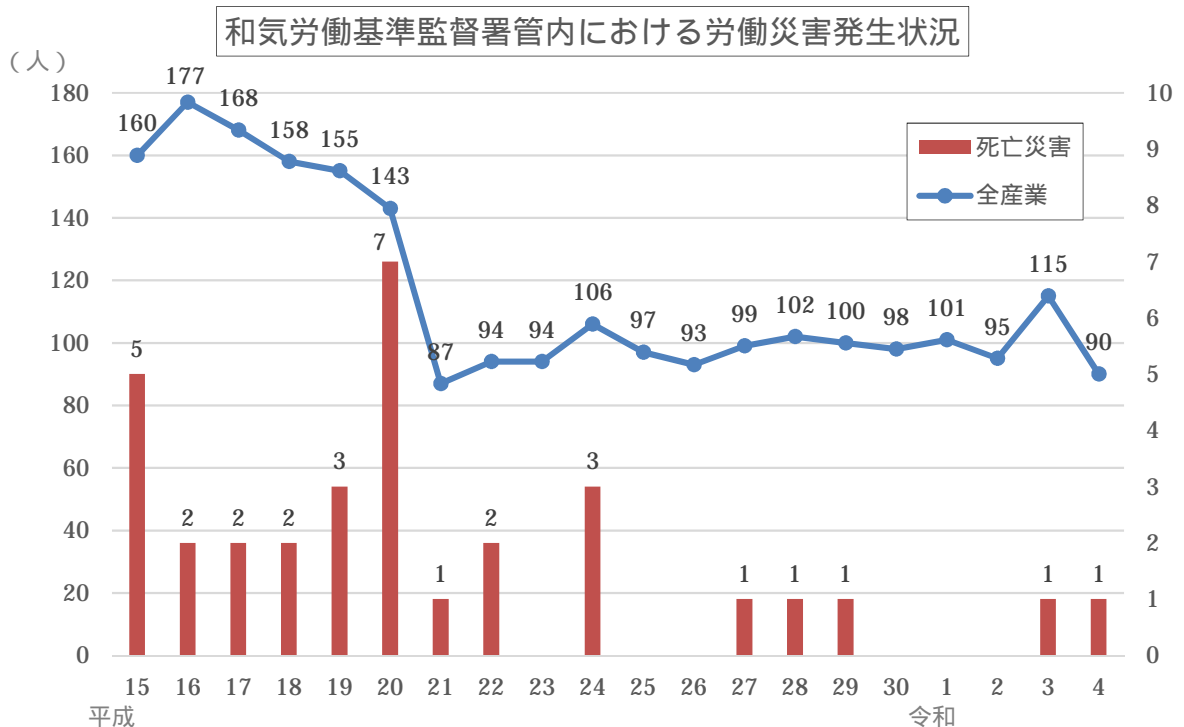
製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害等による重篤災害がいまだに発生しており、建設業では令和3年、4年と2年連続で墜落・転落災害等による死亡災害が発生しているため、死亡・重篤災害の撲滅を図る必要がある。

第三次産業では、小売業、社会福祉施設を中心に増加傾向にある。

第三次産業の労働災害の増加と作業行動に起因する労働災害の増加が、災害減少を阻む要因の一つとなっている。

また、年齢が高くなるほど休業期間が長期化する傾向にあり、今後、ますます労働力の高年齢化が進むと見込まれている中、注意が必要である。

特に転倒災害は、業種問わず、あらゆる職場で発生しており、事故の型別で見ると最も多く発生している労働災害であるが、注意喚起に留まり、根本的な対策を講じていない事業場も多く見受けられる。従来の4S等の一般的な対策に加えて、災害を発生させる環境要因の対策と個人的要因にも配慮した対応が必要であり、事業者・労働者の意識改革、行動変容が重要である。



	10次防	11次防	12次防	13次防
死傷災害	818	524	491	499
死亡災害	14	13	3	2

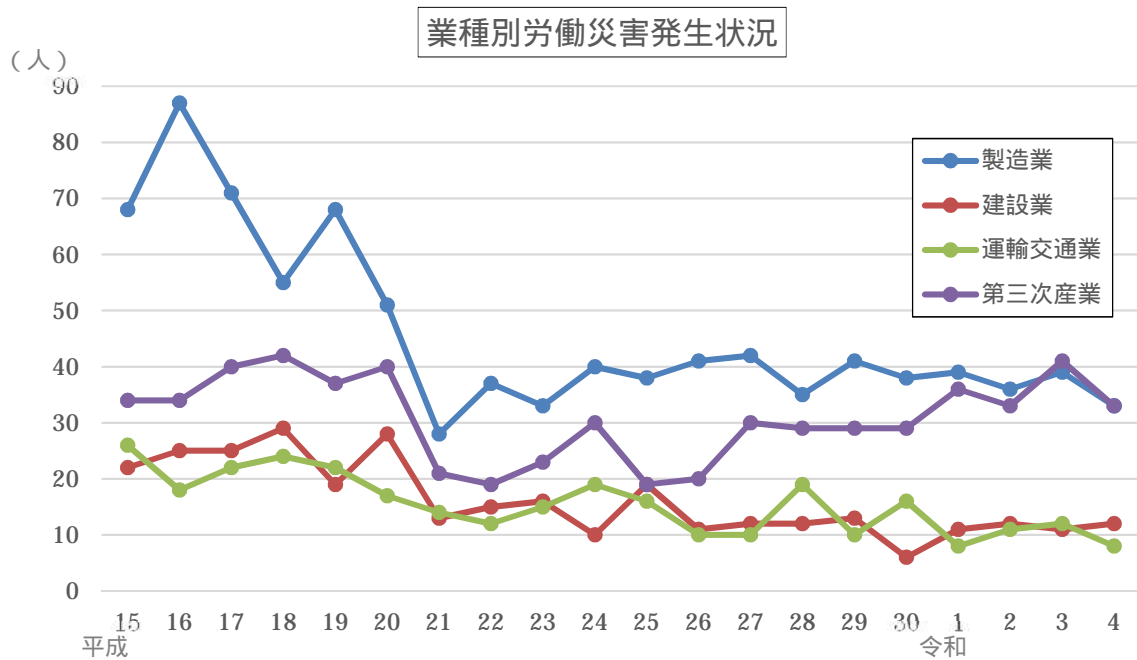


表 1 業種別死傷者数の推移

	12次防 合計	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	13次防 合計
全業種	(3) 491	(0) 98	(0) 101	(0) 95	(1) 115	(1) 90	(2) 499
製造業	(1) 197	38	39	36	39	33	185
建設業	67	6	11	12	(1) 11	(1) 12	(2) 52
運輸交通業	(1) 65	16	8	11	12	8	55
第三次産業	(1) 127	29	36	33	41	33	172
小売業	(1) 34	9	14	12	13	14	62
社会福祉施設	36	5	10	11	10	12	48

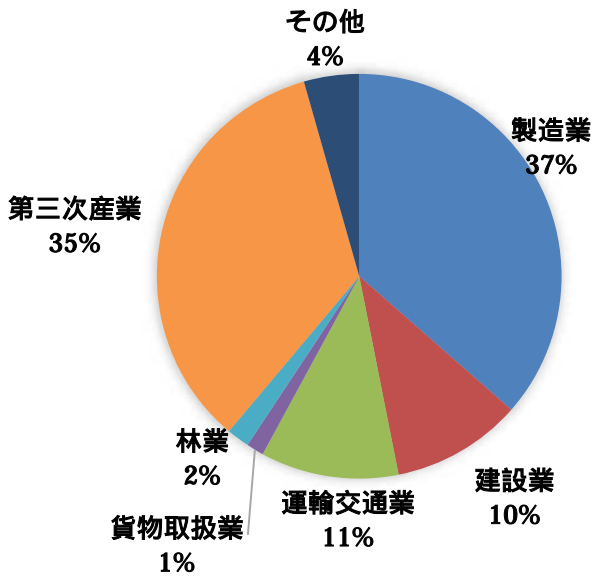
表中()は死亡災害を内数で示す

第13次労働災害防止計画期間(以下、「13次防期間」という)中、死亡災害は、令和3年1件(激突され災害)、令和4年1件(墜落・転落災害)と2年連続での発生となったが、2件とも建設業で発生している。

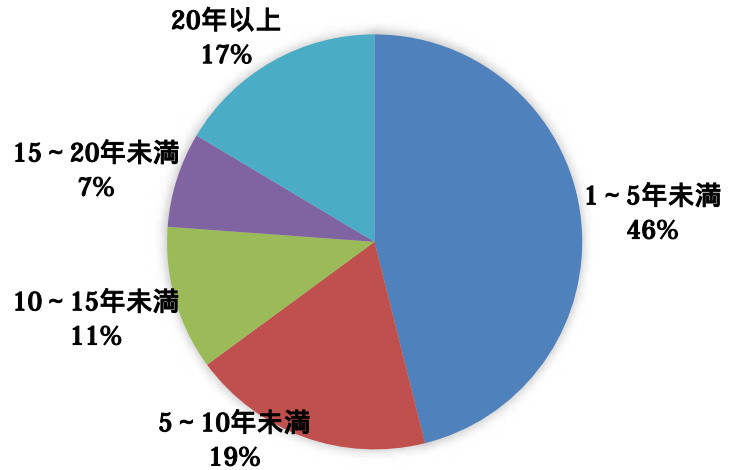
13次防期間中の死傷者数は499人で、第12次労働災害防止計画期間(以下、「12次防期間」という)中の死傷者数491人と比べ8人増加した。(表1参照)

12次防期間と13次防期間を比べると、第三次産業(45人増加)、とりわけ小売業(28人増加)、社会福祉施設(12人増加)での増加が目立つ。

業種別



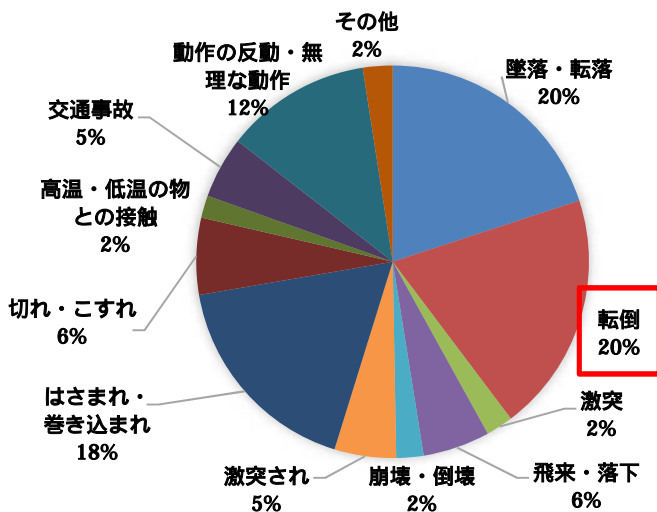
経験年数別



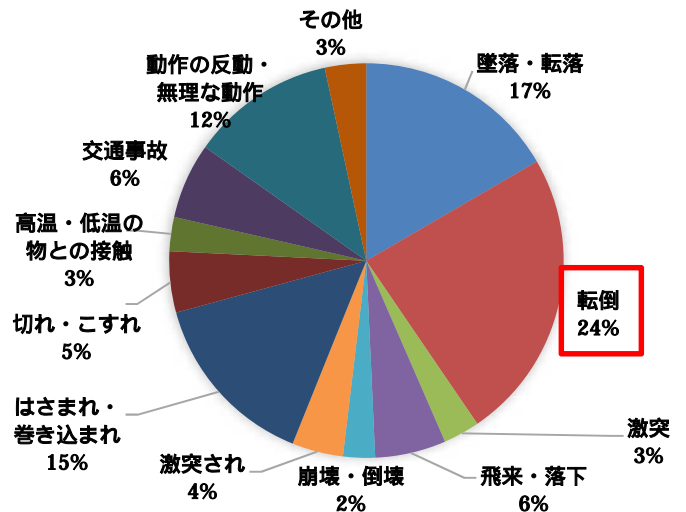
13次防期間中の災害発生状況を業種別にみると、製造業（約37%）、第三次産業（約35%）、運輸交通業（約11%）、建設業（約10%）の順となっており、製造業と第三次産業の2業種で全体の70%以上を占めている。

経験年数別にみると、5年未満が46%、5年～10年未満が19%と、経験年数10年未満で全体の約70%を占めている。

12次防



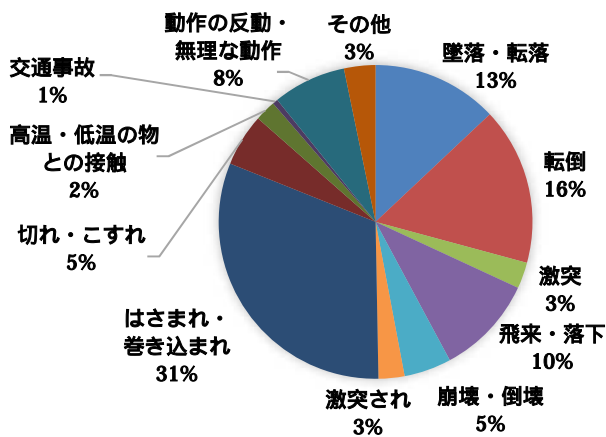
13次防



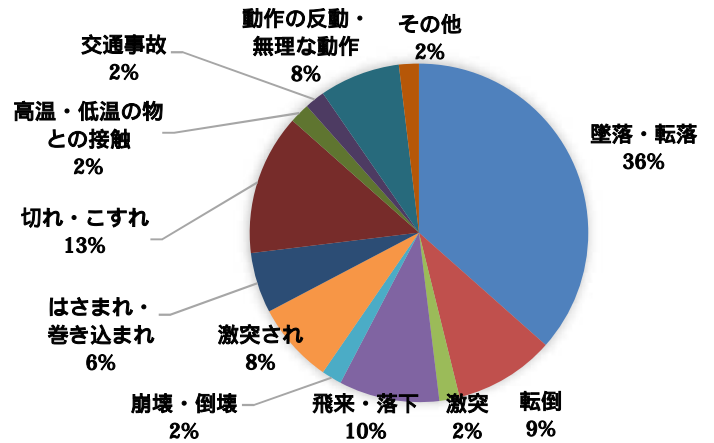
事故の型別にみると、13次防期間中では、転倒（約24%）、墜落・転落（約17%）、はさまれ・巻き込まれ（約15%）、動作の反動・無理な動作（約12%）の順となっており、これらで全体の約70%を占めている。

12次防期間中と比べると、全体的に発生順位、比率等にあまり変化は見られないが、転倒災害の比率が上がっている。

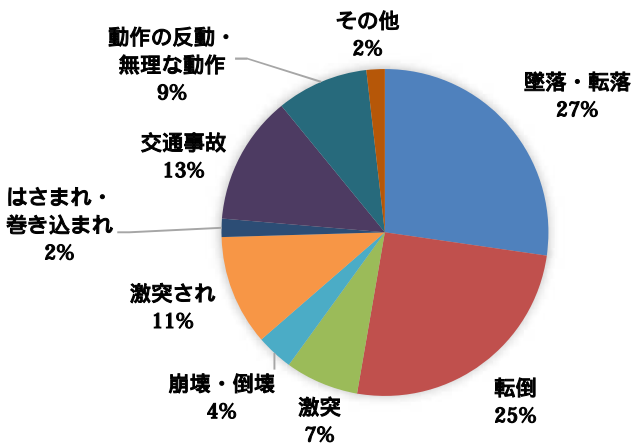
製造業



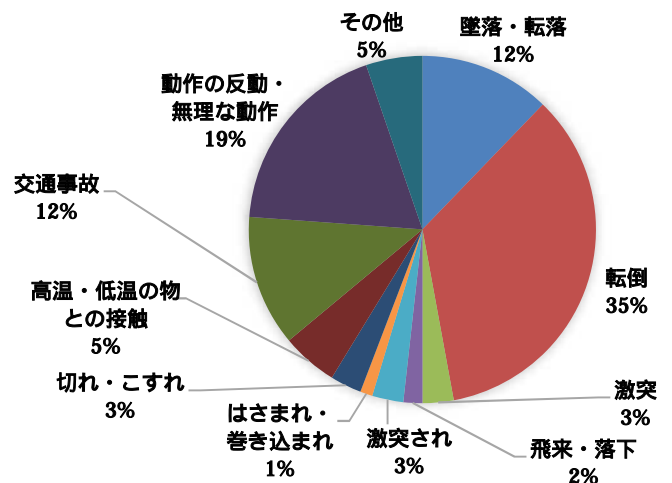
建設業



運輸交通業



第三次産業



13次防期間中の主要産業の業種別・事故の型別でみると、各産業においても、転倒災害、墜落・転落災害が上位を占めている。

製造業では、依然として、不具合発生時対応等、非定常作業におけるはさまれ・巻き込まれ災害が多発しており、そのうち約70%が動力機械（一般動力機械、金属加工用機械）によるものである。

建設業では、スレート屋根の踏み抜きや設備補修作業中の転落など補修工事・解体工事等での墜落・転落災害が多発している。

なお、これらの災害のほとんどは労働災害防止対策が講じられないまま作業が行われていたために発生したものである。

第三次産業では、転倒、動作の反動・無理な動作などの作業行動に起因する労働災害が多く発生しているが、注意喚起に留まり、根本的な対策を講じていない事業場も多く見受けられる。

また、作業行動に起因する労働災害は、骨折等で休業が長期化する傾向にあるため、労働災害は対策を講ずべきリスクであり、経営問題にも直結する問題であるとの理解促進が必要である。

(2) 労働者の健康確保にかかる現状と課題

有機溶剤中毒予防規則等の特別規制の対象外となっている危険性又は有害性を有する化学物質に対する自律的管理規制に関する法令が今後施行を迎えるが、その内容は多岐にわたり、広範囲の事業場に影響がある。

なかには取り扱っている化学物質を把握していない事業場、具体的に講ずべき措置を理解していない事業場も散見されることから、SDSを入手して危険性・有害性を把握し、リスクアセスメント結果に基づき安全に取り扱う一連の流れを認識させ、その普及定着を進めることが重要である。

粉じん障害防止対策については、局所排気装置等の設備の老朽化により必要な能力が十分発揮できていない状況が目立つ。また、呼吸用保護具の選択・使用が、組織的に管理されておらず、各作業員任せとなっているケースが散見される。その他、安全衛生担当者等の交代時に引き継ぎが適切になされておらず、法令で求められる措置が講じられていない事案も見られた。

当署として重点的に進めてきた対策の後戻りが懸念される。

令和5年度を初年度とする中期計画「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、粉じん発散源に対する措置徹底、局所排気装置の適正な稼働並びに検査及び点検の実施、呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底等の粉じん障害防止対策の一層の推進を図る必要がある。

また、熱中症予防に効果的な機器・用品、教育ツール等の周知、岡山産業保健総合支援センター等を活用したメンタルヘルス対策の取組支援、改正された「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく取組の周知を図る必要がある。

働き方改革関連法の施行により時間外労働に係る相談件数が急増しており、また、13次防期間中に届出のあった36協定のうち月80時間を超える時間外労働が可能である協定の割合は全体の約15%を占めているなど、依然として過重労働が懸念されるため、引き続き長時間労働の解消等を図る必要がある。

6 計画の重点事項

本計画の目標達成のために、当署管内の実情に応じて、特に以下の項目を重点項目とする。

- (1) 死亡・重篤災害の撲滅
- (2) 作業行動に起因する労働災害の防止
- (3) 化学物質等による健康障害の防止

7 具体的取組事項

上記5の重点事項を進めるための具体的取組事項は次のとおりとするが、本計画に記載のない事項は局14次防推進計画に基づくこととし、取組推進にあたり、東備地域独自の取組である「夏ゼロ運動」(平成4年以降毎年展開している夏期における労働災害防止運動)の積極的活用にも留意する。

(1) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ・ 転倒災害を発生させる環境要因の解消(ハード対策)の指導
- ・ 労働者の高齢化に伴う身体機能の低下への対策(ソフト対策)の促進
- ・ 転倒等災害防止に資する装備や設備等の普及のための周知
- ・ 転倒、腰痛等のリスクチェックの実施や職場エクササイズ等の実施
- ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など、既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の周知
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の推進

(2) 高年齢労働者の労働災害防止対策

- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組の推進
- ・ +SAFE協議会における好事例等の周知

(3) 業種別の労働災害防止対策

ア 第三次産業(主に小売業及び社会福祉施設)

- ・ 上記(1)及び(2)による取組のほか自主的な安全衛生管理の定着推進(事業者の行動変容促進・意識改革)
- ・ 労働者の個人的要因にも配慮した対応の促進
- ・ +SAFE協議会における好事例等の周知
- ・ はしご・脚立の適正使用の徹底

イ 製造業

- ・ 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づくリスクアセスメントの実施
- ・ 非定常作業における安全衛生対策の徹底
- ・ はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害を防止するため、安全な作業手順の遵守状況の確認・指導
- ・ 機能安全を活用し、危険作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組の推進
- ・ 設備の老朽化等による墜落危険箇所への対策や臨時作業時等における安定した作業床の確保の徹底
- ・ はしご・脚立の適正使用の徹底

ウ 建設業

- ・ リスクアセスメントの実施の推進
- ・ 足場等からの墜落・転落防止対策の徹底
- ・ 車両系建設機械等を用いた作業の安全対策の徹底
- ・ 解体・改修作業時におけるスレート踏み抜き対策の徹底
- ・ はしご・脚立の適正使用の徹底

エ 運輸交通業

- ・ リスクアセスメントの実施の推進
- ・ 荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく安全対策の徹底
- ・ 荷主等と運送業者の連携した荷役災害防止の取組の推進
- ・ 「落ちないぞ！365」(トラックの荷台等からの墜落災害を撲滅するために岡山県トラック協会備前支部と当署において平成26年から実施しているキャンペーン)の推進

(4) 化学物質等による健康障害防止対策

- ・ ラベルでアクションの推進と化学物質リスクアセスメントの普及促進
- ・ 新たな化学物質規制(令和5年4月施行)に係る普及促進
- ・ 石綿障害防止対策の徹底
- ・ 第10次粉じん障害防止総合対策の推進
- ・ 熱中症予防対策の徹底
- ・ 騒音障害防止のためのガイドラインの周知

(5) 労働者の健康確保対策

- ・ 産業保健総合支援センター等を活用したメンタルヘルス対策の取組支援
- ・ ストレスチェック結果の集団分析が未実施である規模50人以上の事業場に対する、集団分析・職場環境改善の実施促進
- ・ 長時間労働が疑われる事業者への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・指導
- ・ 時間外労働の上限規制が適用される医師・建設業・自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律及び関係法令における改正内容の周知・指導
- ・ 働き方改革推進支援助成金(適用猶予業種等対応)の活用に向けた周知・啓発